

幕末期の山階宮晃親王の政治活動 —主に還俗後について—

熊野秀一

はじめに

第一章 晃親王の還俗

第二章 元治元年の晃親王の政治活動

第三章 慶応元年二年の晃親王の政治活動

おわりに

はじめに

幕末維新期は天皇の権威が上昇するに伴つて、

多くの宮門跡が還俗して、新しい官家が生まれた。

山階宮晃親王（伏見宮邦家親王の第一王子で元勸

修寺宮、出家時の名前は洛範）もそうしたうちの一人であり、文久四年（一八六四）に還俗した。^①さらには孝明天皇から国事御用掛に任命されて、朝議に関与していく。これは中川宮朝彦親王（邦家親王の第四王子で元青蓮院宮、明治後は久邇宮）の例と並んで、その後の宮門跡の還俗や、還俗後の処遇などの先駆けというべき出来事であった。

この晃親王の還俗に関して、先学は様々な研究を行つてゐる。最初にこの問題に注目したのは大宅壮一氏で、その後の近代皇族の出発点の一つに

なつたとみなし、⁽³⁾ そうした視点を継承しつつも、より詳細に研究を行つて、晃親王の還俗が実現化するまでの経過を明らかにしたのが高久嶺之介氏だつた。⁽⁴⁾ また原口清氏は、晃親王の還俗は雄藩（薩摩、越前、宇和島など）⁽⁵⁾ が朝廷の改革を指向した結果の現れとしており、町田明広氏は原口氏の見方を踏襲しつつ、薩摩が主体となつて還俗への道を開いたことを論証している。⁽⁶⁾ 以上の研究は晃親王が還俗した前後の時期を主な考察の対象としている。

また、還俗以後の晃親王についての研究もある。それは藤田大誠氏であり、晃親王が宮門跡時代から自身の還俗について希望していたこと、さらに還俗後は他の宮門跡についても還俗させ、制度そのものを廃止するように度々、主張していたことなどを指摘した。⁽⁷⁾

しかし、これらの研究には藤田氏以外、晃親王の政治活動について視点が欠けている。それは、皇族があくまでも薩摩などの他勢力によって擁立

される存在としてみていいからである。ただ、藤田氏の研究においても、宮門跡の還俗に関する晃親王の言及についての分析が中心であり、それ以外の政治活動の部分には触れていない。

晃親王は、国事御用掛という役職を通じて、幕府や薩摩などの武家や、孝明天皇や朝彦親王、摂関家などと接触し、政治活動を行つてゐる。しかしその具体的な内容は、必ずしも解明されているとはいえない。そこで本稿は、幕末期の晃親王の政治活動の詳細についてみていく。同時に、この時期の皇族の政治活動の実態がどのようなものであつたのか、その内容を解き明かすことができる一例として検証も行う。また、晃親王ら他の宮門跡の還俗そのものも政治的活動と無縁ではない。すなわち還俗を果たすことによつて、政治活動が可能になつたというわけである。では、実際には還俗と政治の両者がいかにしてつながつてゐたのか、このことについても考えていただきたい。なお、前述した通り、晃親王は還俗する以前の名は済範

であるが、便宜上、すべて晃親王と表記する。

第一章 晃親王の還俗

まずは晃親王の還俗に至るまでの過程をたどる。

前述した通り、この部分は先学においていろいろと考察されてきたが、本章では、晃親王側の動向を中心に、その後の政治活動の前段階としてみていく。

晃親王は天保一二年（一八四一）一〇月、勧修寺を出奔し、叔母の幾佐宮隆子女王などとともに西国方面を転々とした。⁽⁸⁾このため、勧修寺に戻つた翌年、朝廷によつて勧修寺宮などの身分を取り上げられ、東寺への蟄居処分を余儀なくされた。⁽⁹⁾安政五年（一八五八）には勧修寺への帰住が許されたが⁽¹⁰⁾、勧修寺宮への復帰は遂になされなかつた。

文久二年（一八六二）時には皇族が出家することについて「中世以来政在武臣、朝權之棄至於是、故皇族無尺寸之處、故往々兒而入寺剃髮胡服、哀

哉、蓋非信其教也、不得止也」と批判し、自身の境遇を「予幼而為仏徒、亦非所好也、不得止也、故外奉仏氏之律、内信神聖之道」と嘆いている。⁽¹¹⁾現状に対しても、不満をもつてゐたことがわかる。

ただ、晃親王のこうした立場が一変したのが、文久三年（一八六三）の薩摩藩との接触だつた。この頃、薩摩は頼りとなる朝廷内の有力者を探していた。そうした時に晃親王は従者の国分文友の仲介によつて、薩摩藩士井上弥八郎・高崎左太郎（後の正風）らと相次いで会い、歐州の事情や攘夷の策について説明して好反応を得た。⁽¹²⁾こうした一連の出来事があつた日付は不明であるが、町田氏は一〇月八日に薩摩の小松帶刀が晃親王に進物を献上していることから、この時期に「相当な交渉が既に行われた」と指摘している。

その後、井上らは藩主・島津忠義の実父で事實上の最高権力者だった島津久光に、晃親王との会談について報告した。久光は、晃親王が還俗すれば提携相手となると考え、その実現のために運動

を開始した（文中の「伊宮」は朝彦親王のことである）。

勸修寺宮斎範親王、天保年間子細有之、庶人ニ被召成候得共、至近頃御謹慎、殊ニ御学問御見識等當時ノ公卿方ニ勝レ玉ヘル由相聞エ、

高崎左太郎・井上弥八郎等推参拝イタシ候處無相違由ニ付、先日より伊宮・近衛御両殿様へ御還俗ノ上朝議ニ被為預候様申上置候處、随分可宜旨承知イタシ候得共、尚又速ニ御評決被為在候様、今朝書状ヲ以近衛家へ御催促申上候事、勸修寺宮ハ伊宮ノ御兄ノ由也^{〔14〕}

久光が晃親王を高く評価していたことがわかる。

さらに、運動の主な対象が朝彦親王や近衛家であつたのは、前者が還俗する際に薩摩が尽力してから、政治的な結びつきができたこと、後者は島津家と縁戚関係にあつたためである。さらに、越前藩の松平春嶽、宇和島藩の伊達宗城、將軍後見職の一橋慶喜、会津藩の松平容保も薩摩と協力するような形で、この運動に参加していくた。

こうした最中、一二月一七日に晃親王は薩摩藩士の高崎猪太郎（後の五六）・左太郎らを引き連れた宗城と会見を行つた。次の史料は、宗城がその内容について日記に記したものである（文中の「陽明家」は近衛家のことである）。

（前略）勸修寺前宮へ出、初而拝謁、色々方

今之御議論有之、猪佐兩人ヨリも申上候、○天朝にては幕府を御依頼遊し、幕よりハ尊崇真之御一体ニ而、攘夷之歛慮貫達有之度との事

△右ニ付、猪太郎と方今攘夷難出来訳申上候處、御悔悟有之候也

△実ニ不容易御時合ニ付、伊宮陽明家杯天朝御為粉骨尽力、我輩ニハ幕府へ心ヲ添補翼可致、何分かよふの御時合相成候而ハ、諸侯も朝廷之御評議ニ相つらなり、官武一致之基本相建度趣御話、感服兼而承ヨリハ英明ニ被為在候也^{〔15〕}

前の井上らとの面会でもそうだったが、晃親王

は攘夷が実行可能であると考えていた。それが、

猪太郎らの説明を受けて、慎重に転じたことがわかる。また、朝彦親王や近衛家に朝廷のことを任せると表明したのは、彼らを頼りにしようとしたからだろう。さらに自身は幕府のために尽力、諸侯も朝政に関与すべきと答えたのは、公武間の安定を重視していたことの表れである。また、自身が還俗後も武家全体から支持を受ける必要性を感じていたともいえる。

一二月二八日、慶喜ら五名は、晃親王の還俗・親王宣下を願う内容の書状を朝廷に提出した。⁽¹⁵⁾これを受けて、翌二九日の朝議では晃親王の還俗が議題となつたが、その後の処遇をめぐつて議論となり、容易に決まらなかつた。⁽¹⁶⁾なぜなら、晃親王の受け入れに対して、朝廷内では抵抗感があつたからである。朝彦親王や摂関家には晃親王の台頭に対する警戒感があつたらしく、孝明天皇もまた「如何ニ賢才之人とて、先帝之御咎有之候を武士申候、逆於予代々免々ならず格外之登用、實以不

本意ニ候」⁽¹⁹⁾と不快感を抱いていた。

しかし武家方は諦めることなく運動を続けた結果、朝廷は晃親王に対し親王による処遇を認め、文久四年一月九日に「多年謹慎且今度一橋中納言已下段々建言之次第モ有之」という理由で、晃親王の還俗・伏見宮家への復帰を決めた。

その後、晃親王は一月一七日に「山階宮」という宮号を与えられ、二七日に孝明天皇の猶子として親王宣下を受けた（この時に「晃」の名を賜つた）。さらに、翌二八日には国事御用掛に任じられ、朝議の場に出席して国事に関わることになった。国事御用掛は、文久二年一二月九日に朝廷内において設置された役職で、これに任じられた者は朝議に関わることが可能となつた。皇族も例外ではなく、仙波ひとみ氏は「廷臣（あるいは「人臣」）とは位置付けられない宮・親王による朝議参画の余地を開いた」と分析している。

一方で、還俗後の一月一〇日、晃親王の家来の中間に、国事に関して「応接等をなし得へきし人

物⁽²⁾」が一人もいないことが問題となつた。そこで一四日に薩摩藩の井上弥八郎・高崎左太郎、越前藩の青山小三郎・堤五市郎らが晃親王の側近とされた。これは彼らが晃親王の活動を支えるとともに、それぞれの所属藩と晃親王の連絡役を担うことと意味する。さらに、晃親王の還俗を運動した諸侯も文久三年一二月三〇日に参与に任じられて（久光のみ文久四年一月一三日）、朝議に参加する資格を得てゐる。

一月二六日、晃親王は今後の政策方針について、箇条書きの文書を記した。⁽²⁵⁾冒頭の「一、攘夷之事

一皇子皇女之こと
一、諸寺院之事」以下、武家、朝廷、庶民、寺社などに関することが一六三箇条にわたつて認められていて、晃親王が政治に対する意欲が相当なものであつたことがわかる。また、知太政官事や鎮守府將軍、五畿七道監察使など昔に存在していた役職についても挙げており、将来は朝廷を律令体制の頃に戻すことを構想していたことがうかがえる。

また、二月四日には松平春嶽との会談で「藤氏の威權を削らざれば、朝廷の御威光ハ立たざるべし」と述べた。この発言について、原口氏は「摂関家の削減はこの親王の念願でもあつた⁽²⁶⁾」としているが、一月一〇日に薩摩に示した、朝廷改革などの政治構想を実現しようとする際に、旧來の権力を持つ摂関家の存在が障害となるということを感じていたのだろう。

第二章 元治元年の晃親王の政治活動

國事御用掛就任直後の晃親王は慶喜に対して政治的配慮を示した。例えば、二月一五日に慶喜が横浜の鎖港を意見した時に「一橋申立の處、至極之適當ニ有之、是非右様無之てハ、國体も不相立、人心折合之見詰も無之⁽²⁸⁾」と贊意を表明し、元治元年（一八六四）三月二〇日の朝議で慶喜が「禁裏御守衛總督・摂海防御指揮」に就任することが内定した後、その実現を後押ししている。⁽²⁹⁾宗城との

会談で示した「幕府へ心ヲ添補翼可致」という役割を果たしていたことがわかる。

一方で、晃親王は朝廷改革についても考えていた。三月二七日付けの久光宛の書簡の中で、晃親王は次のようなことを伝えている。

(前略) 扱一橋より禁中江いろく 言上のケ
条中ニ行幸の事、皇子・皇女の事御座候よし、
右ハ先々御代より天皇も上皇も御望深く被為
在候へ共、時勢難行事ニテ、云々ニ候 (中
略) 尤近衛老公・中川ハ定而イラザル事と思
食べく候へ共、聖天子ノ御心中ヲ奉恐察候へ
は、臣子ノ情不忍一大事ニ候間申入候 (後
略)

当時、慶喜などの幕府側から朝廷遵奉の条目一八箇条が内々に示されていた。⁽³¹⁾ 晃親王はその中に天皇の春秋の山城国内行幸や皇子・皇女の出家の解消が言及されていることに着目し、実現すべきと強調したが、同時に朝彦親王や近衛忠熙(元関白)⁽³²⁾は不賛成であるとしている。ここからは、朝

彦親王や摂関家などの還俗前の晃親王に対する不信感が、この時期になつても続いていたことがわかる。これに対し晃親王は二つの案が幕府から出されたことを強調し、さらに事情を久光に明かすことでも、還俗時のように武家方の支持を得て対抗しようとしたのではないだろうか。しかし、久光・春嶽・宗城などの諸侯は慶喜と政治的な対立がおき、次第に帰国を考えるようになっていった。これに対し、晃親王は諸侯が滞京することを望んでいた。例えば、久光に対しては三月二日付の書簡で「何分く天朝之御次第恐入候間、吳々今暫ク御在京厚希入候」⁽³³⁾と説得している。また、二月に朝廷から任じられていた京都守護職を辞職してから、帰国を考えていた春嶽に対しても、晃親王は慰留を望んでいたという。⁽³⁴⁾ しかし、結局、四月五日に宗城と会談した際に、諸侯の帰国を「至極御尤之御主意ニ承候」と認めている。⁽³⁵⁾ こうして、四月一一日に宗城、一五日に久光、一九日に春嶽はそれぞれ帰国した。

この出来事は晃親王にとつて、還俗以来、頼りにしてきた諸侯の力が失われ、自身の立場が弱体化することを意味していた。対照的に、朝彦親王や関白二条斉敬は慶喜などの幕府側と組んで、朝廷内の主導権を握っていた。

こうして、公武合体派の内紛は終局したが、それと入れ替わるかのように、今度は尊王攘夷派への対応が問題となつた。長州藩は文久三年の八・一八政変以来、失地回復の機会をうかがつており、朝廷内にもこれに応じようとする者達が存在した。公武合体派が警戒する中、晃親王は独自の反応を示した。

四月二七日の朝議では、攘夷派の廷臣が幕府の推進する横浜鎖港のほかに長崎・箱館の鎖港を主張している問題が議題となつた。この時、朝彦親王や齊敬は攘夷派の主張を否定する方針であったが、晃親王は「九条亜相・有栖川宮の兩人ハ、此節外聞に畏望を有せらるゝよしなれハ、今後ハ此兩人へ御任せありては如何」⁽³⁵⁾と提案している。攘

夷派から支持されている有栖川宮熾仁親王と九条道孝に仲介を任せ、問題の解決を図るつもりだったのだろう。しかし、朝彦親王の反対で見送りとなつた。

また、六月に入つてからは長州の軍勢が京都に進入し、その対処をめぐつて朝廷内では議論が交わされた。そうした中で、七月一五日の朝議では、晃親王が朝廷の使者として、長州を説得する役を担つてはどうかという歎慮が下つた。⁽³⁶⁾ 議奏正親町三条実愛が翌日の中山忠能宛の書簡で、その内容について触れている。

（前略）山階宮還俗後何等之周旋無之候間、勸修寺へ被行向、長家老被招、早々可引払、引候ハ、宰相父子入京被免候由可有説得、昨夜歎慮被為在候、今朝右被仰出候筈ニ候、尤建白御差出之方々へハ御沙汰可相成儀と存候
（後略）

すなわち、晃親王が勸修寺に赴き、同寺で長州

の家老を招いて軍勢を京都から退くよう説得、長州がこれを受け入れたら藩主父子の入京を認めるという孝明天皇の意思表明だった。なぜ、晃親王がこの役に選ばれたのか不明だが、おそらくは、晃親王は八・一八の政変に関わっていなかつたこと、長州との対決意思を鮮明にしていなかつたことなどが理由ではないだろうか。

その背景として、還俗以前の晃親王と長州の間に接点があつたということが挙げられる。まず、晃親王は長州藩士の岡村熊七から学問を教わつていた。⁽³⁸⁾ また、文久三年一二月一四日には長州藩主毛利慶親が晃親王に入説するため、国元から藩士二名を派遣している。⁽³⁹⁾ さらに、この時期の晃親王には「とかく長州に御荷担というような傾きがある」という風聞⁽⁴⁰⁾ があつたが、一二月一二日に猪太郎が宗城と会つた際に、これを否定した。⁽⁴¹⁾ こうして経緯から、晃親王の心中に長州に対してある種の共感が生まれ、それが還俗後も続いていた可能性がある。

ただし、この件は薩摩などの反対によつて、実現には至らなかつた。実愛は書簡の中で晃親王について「還俗後何等之周旋無之候」としているが、朝廷内には朝彦親王や摂関家以外にも晃親王に対して不信感や低評価があつたことがわかる。

このように、晃親王は公武合体派と尊王攘夷派の中間、すなわち両者の調停を担う役割を果たしていた。政局の安定のためには、攘夷派に対しても一定の配慮をする必要を感じていたからだろう。

また、晃親王自身、かつては攘夷について熱心に考えていたため、攘夷派に対する理解があつた可能性もある。さらに、朝彦親王や斎敬への牽制として攘夷派を利用しようとした側面もあつたのではないか。

しかし、一九日に禁門の変が勃発したことで、晃親王の攘夷派に対する方針はそれまでの融和から対決へと変化した。晃親王は朝彦親王らとともに長州を擁護する熾仁親王などと論戦⁽⁴²⁾し、九月には敗走した長州兵をかくまつた西本願寺を焼き討

ちするよう、命令している。⁽⁴⁴⁾

攘夷派の敗北が決定的になつたため、毅然たる対応が必要になつたのである。

第三章 慶応元年二年の晃親王の政治活動

禁門の変以降、晃親王は朝彦親王や慶喜などが推進していく方針に一致することで第一次長州征伐などの問題に関与したが、次第に不満を持つようになつた。そのことが慶応元年（一八六五）九月八日付の久光宛の書簡に記されている（文中の「殿下」は二条斉敬のことである）。

（前略）朝廷も御静謐ニ而、国事御評定も一向不被為在、国事掛リ余リ久々不面会ニ而是公私ニ付如何と申説より、毎月四ノ日三ヶ度計、参内御用有之候節は、如例不被為在候節ハ速ニ退出ト定リ候、何分輕事ハ一・会周旋方、殿下・尹宮江参リ内々言上、重事ハ一・会殿、殿下工被參言上と申振合、一通り之國

朝彦親王・齊敬・慶喜・会津藩の容保等が晃親王などの国事御用掛を無視して政治運営を行つていたことがわかる。その原因として、晃親王は次のように綴つている（文中の「内大臣」は近衛忠房（忠熙の子息で内大臣）のことである）。

（前略）国事掛リ中殿下・内府公・正親町三条・久世、右は王政復古・皇國挽回、惣而有志輩ノ称候辺ニ思食も存慮も可有之哉ニ被察候、特大寺・尹宮・飛・野々宮・広幡・六条等ハ藩説ヲ破り、幕吏説已ヲ信用、弥勒ノ出世、三会ノ嘶ハイザシラズ、是非善惡共幕吏ニ從リ、天朝も柳宮ニ盛衰ヲ同ク遊サレズンバ不治ト申処ガ、尹・野説ニ候、夫故ニ昨秋以來、外藩ノ士忠告申入候得共、速ニ会・桑江御漏シニ相成リ、公卿も正論内言上候得共、是又幕吏工御漏し相成候故、国事掛リ両役一

事ハ国事掛リ一同へ承リ候得共、機密ニ渡候事ニハ八景間寄合、御小座敷御評定ニ而知レ不申候（後略）

同不存事も、三藩吏ニ漏レ、武門不平ト相成候趣ニ候、不数晃、乍憚内府公、大樹公上坂以前ハ大ニノ御時宜不好、殿下ハ正実ノ御方ゆへ、晃ヨリ極密公私ノ為ニ国事掛リ退役相願候へ共、斎敬受合候間、安心而奉職候様との御懇命ニ付、戸位素餐恐入候へ共、不相変相勤居事ニ候、尹宮・野之辺は内府公・

晃・正三辺ヲ薩説家ト称、大ニノ忌ミ惡ミ、可成丈ケ機事ハ不為聞方ト申御説ニ相成候、一事ハ参内も可被止勢ニ候(註)（後略）

右の内容からは、この時期の朝廷内では二条斎敬・近衛忠房・正親町三条実愛・久世通熙などの「王政復古・皇國挽回」の考えをもつ派と、朝彦親王・徳大寺公純・飛鳥井雅典・野宮定功・広幡忠礼・六条有容などの「幕吏説已ヲ信用」する派に分かれていたこと、とくに後者の朝彦親王や野宮は「天朝も柳営ニ盛衰ヲ同ク遊サレズンバ」ならないという考え方を強く抱き、幕府や会津藩・桑名藩（藩主松平定敬が当時在京しており、慶喜や

容保と連携していた）に政治上の機密をもらして、それ以外の武家から不満をもたれていたことがわかる。朝廷の在り方をめぐって、廷臣間に見解の相違が生じたのである。ただし、斎敬は「王政復古・皇國挽回」派だとあるが、実際には朝彦親王などとも親しかったため、中間派というべきだろう。

さらに晃親王は自身について、一時国事御用掛を辞職しようとしたものの、斎敬に慰留されたことや、朝彦親王や野宮から「薩説家」の一昧として批判されたことなどを伝えている。晃親王の朝廷内の状況に対する反発が、国事御用掛の辞職を決意させたというわけだろう。また、それに対する斎敬の対応からは、晃親王の朝廷内における存在感が、元治元年と比べて大きくなつたことを示している。朝彦親王や野宮などからの批判からも、それは窺える。また「薩説家」というのは、晃親王が忠房・実愛らと親薩摩派を形成したことを言つてゐるわけなのだが、これは今までの不信

感を払拭し、政治関係を築けるようになったことを意味する。

このように、朝廷内では薩摩などの諸藩と協力した王政復古を見据える晃親王達と、現行の朝幕関係による体制維持を是とする朝彦親王達の間で、政治路線をめぐる対立が生じていた。こうした現状の打開のため、晃親王は以下のような内容を久光に提案している。

(前略) 拝又公卿面々御無人ニ而恐入候、一時ハ心得違ノ人ニ候得共、當時引込居候万里小路弁・長谷三位、是ハ急度ノ御用相立人ニ候、長州江走候三条・東久世、是亦可悲人物ニ承リ候、少々ノキヅハ候得共、醍醐・裏辻・大原・中御門弁・伏原三位・坊城弁、是等ハ有志之人物ニ候、愈々御賢考可給候、拵又晃事、老年ノ上愚存ニテ妻縁不致候得共、折角貴家御尽力被下而相立候山階宮断絶致候、如此時節ニ不都合之望ながら、家名相続之為、且ハ晃三代リ天朝ニ忠仕為致候タメニ仁和寺

宮還俗、晃養子ニ相願度候(4)（後略）
これは、万里小路博房・長谷信篤・三条実美・

東久世通禧・醍醐忠順・裏辻公愛・大原重徳・中御門經之・伏原宜諭・坊城俊政などの三・一八の政変や禁門の変で失脚した公家の再出仕や、仁和寺宮純仁親王（邦家親王の第八皇子、後の小松宮彰仁親王）の還俗について言及している。朝彦親王などへの対抗や王政復古に備えて、晃親王は協力してくれる人物を必要としたのだろう。とくに純仁親王については還俗後、養子にして山階宮家を継がせるとしているが、これは政争によって、晃親王自身が失脚する事態に備える意味もあつたと考えられる。

やがて、晃親王は朝彦親王や慶喜に反対する意思を明確にしていった。九月二十日、將軍徳川家茂に下す長州征伐の勅許をめぐって国事御用掛の評議が行われ、朝彦親王・斎敬は勅許を速やかに与えることを求めたが、晃親王は忠房・実愛などとともに、長州の問題は諸侯の意思を主体にすべ

きであるとして反対した。⁽⁴⁸⁾ 結局、長州征伐は翌慶応二年（一八六六）六月に始まつたが、幕府軍は苦戦し、遂には大坂に出陣していった家茂が七月二〇日に死去した。

同月二九日の朝議では、実愛が薩摩からの長州征伐の中止を求める建言を受け入れるべきと主張し、晃親王はこれに賛同した。⁽⁴⁹⁾ 八月四日の朝議では晃親王・実愛、両者ともに幕府軍を撤退させることを力説した。⁽⁵⁰⁾ 一端は却下されたものの、その後慶喜は休戦を奏請、一六日には斉敬が晃親王のこれまでの主張を顧みなかつたことを遺憾とする旨を表明した後、朝議によつて慶喜の奏請を許可すること、その後に諸侯を京都に集めて長州問題などを評議することを決定した。⁽⁵¹⁾

二八日の朝議では諸侯參集について、朝廷・幕府のどちらが主体となつて推進すべきかが話し合われたが、晃親王は朝廷であるべきという意見書を提出した。⁽⁵²⁾ この問題は、三〇日に公家二三人が列参した際に同様のことを主張したため、朝命に

よる諸侯參集が決定した。なお、列参の公家達は同時に朝彦親王や斉敬などの政治責任を追求し、遂には両者を参内停止に追い込んだ。これに応じるかのように、九月一六日に晃親王が中心となつて、右大臣徳大寺公純・内大臣近衛忠房・権大納言一条実良・同九条道孝などとともに次のようないふることを斉敬に建議した。

方今不容易世態ニ付不顧恐言上候、殿下ニモ被召寄候御沙汰モ在之候義旁、殿下御出仕、御辞表被仰上未御出仕モ無之、且諸藩モ近日且諸藩ニモ登京候處迄ノ処、大小共国事関係ノ義ハ暫差被置候テ、諸藩上京ノ上厚遂衆議、天下之公論ヲ被聞食候様仕度、此段不顧恐奉願候事⁽⁵³⁾

朝廷内が混乱していることを理由に、斉敬の再出仕並びに諸藩の上京が果たされるまでは朝議を一切停止し、以降は衆議によつて政局を運営するという内容である。晃親王は諸侯の上京後の衆議に向けての準備や、慶喜・朝彦親王などの影響力

の削減などを目指していたのではないだろうか。

ただし、一八日になつて事の小事はこれまで通りとし、大事のみ諸侯の衆議によつて決定するといふことに変更された。⁵⁵

このように政局は晃親王側にとつて有利に進んでいた。しかし、一七日になぜか晃親王は病を理由にして国事御用掛の辞職を申し出ている。

晃近年寒疝ノ症ニテ下痢腹痛不堪、此節征忡眩暈疲勞強ク迷或候、加之如今重大中ノ重大切迫中ノ切迫、瓦礫朽索ノ晃不器ニテ不堪重任、想ニ参朝汚要路候テハ、國体ヲ失ニ至リ候ト深恐入候間、國事御用掛辞退奉仰願候、元來出格之蒙御憐愍毛頭ノ御奉公モ無之、及辭職候段殘念且甚恐縮候得共、何卒以御憐察、國事掛り速被為免候様宜御披露頼入存候、已

上⁵⁶

これは翌一八日、孝明天皇から却下されたが、一〇月二七日になつて「此度國事掛依所勞理乍申上、他出剩止宿、且從來不行跡、旁以蟄居被仰出

候事」という理由で國事御用掛の罷免・蟄居を命じられた。同日には、八月に列參した公家達や実愛らも不敬の罪で孝明天皇から処分を受けている。晃親王も彼らと氣脈を通じてゐると思われたのが実情であろう。

孝明天皇は朝廷内では朝彦親王や齊敬、武家では慶喜などの幕府方を信頼していた。しかし晃親王はそれを否定する側にいたために、孝明天皇の不興を買つたといえる。さらに一〇月二七日の建議にみられるように、晃親王は朝廷の在り方を変えようとしていた。それが、従来からのやり方を良しとする孝明天皇との衝突につながつたという見方もできる。晃親王が九月に辞職を願い出たのも、このようなことを見越していいた可能性がある。

晃親王の蟄居は一二月二五日の孝明天皇の崩御を経て、翌慶應三年（一八六七）三月二九日に赦免されるまで続いた。その後は新政府の議定などを経験した後、明治を迎えてゐる。

おわりに

今回、晃親王の政治活動として考察の対象としたのは、文久期の還俗、元治年元年及び慶応元年から翌二年にわたる時期の政治活動である。

天保一二年の出奔事件によつて、晃親王は勧修寺宮の地位を失い、東寺への蟄居を余儀なくされた。その後、勧修寺へ戻ることは許されたものの、文久二年には現状に対する不満を明確に表明している。そうした立場から脱却する方法が、還俗して政治に関わるということだったのだろう。還俗への動きは同三年から始まり、翌年に実現したわけであるが、それは武家の支持によるところが大きかった。こうした経験が、その後の晃親王の武家重視という考え方の端緒であつたと考えられる。また、朝廷改革などの政治構想も、武家側とのやりとりで、具体化していくのではないだろうか。

元治元年、晃親王は国事御用掛になつたものの、朝彦親王や摂関家、さらには実愛などのような廷

臣達から信用されなかつた。そこで、還俗時のように武家の力を借りてことをなそそうとしたのである。しかし、慶喜などの幕府側と薩摩・宇和島・越前などの諸藩側の対立によつて失敗した。そこで、今度は攘夷派の力を利用しようとしたのだが、これも禁門の変によつて破綻してしまつた。晃親王は元治年間前半期に幕府と薩摩などの諸藩、後半期は公武合体派と尊王攘夷派といつた具合に、政治勢力間の調停を行うことによつて、政治的な影響力を發揮しようとした。しかしどちらも、結局はうまくいかなかつた。

慶応元年に入つてからは、慶喜などの幕府側と結びついた朝彦親王や斎敬が朝廷内の主流派をなした。晃親王はこれに対抗するため、朝廷内では実愛などと王政復古派を形成し、さらに薩摩などとの関係を改めて強めた。そして、第二次長州征伐の幕府軍の敗北によつて、朝彦親王や斎敬が失脚状態に追い込まれたことで、ついに政治の主導権を握ることに成功したのである。しかし、最終

的には朝彦親王側に荷担していた孝明天皇によつて阻まれ、蟄居に追い込まれた。元治年間とは違つた政治的挫折であつたといえよう。しかし、孝明天皇の崩御によつて復権に成功している。

ところで、晃親王は将来の政治構想として王政復古、さらに律令体制期の頃を理想としていた。

しかし、その実現のためには藤原氏の排除が必要だつた。そこで、注目したのが皇族だつたと考えられる。元治元年三月の幕府の遵奉十八箇条中の「皇子女の出家停止」に注目したり、慶応元年九月の久光宛の書簡で純仁親王の還俗について触れているのはその証左といえる。

これ以外にも晃親王は、元治元年二月五日には出家していた実父邦家親王の還俗を願い出た。宮門跡の還俗は、晃親王にとつて皇族を政治勢力として成長させていくための方法だつたと考えられる（還俗ではないが、元治二年（一八六五）二月一二日には朝彦親王と協力して禁門の変で長州に組して処分を受けた有栖川宮幟仁・熾仁親王親子

の赦免を願い出ている）。

今後は、維新期の晃親王の政治活動について明らかにしていく。また、王政復古によつて宮門跡が多数還俗したが、どうのようになに晃親王が関連していたのかも考察したい。

（大正大学総合仏教研究所研究生）

（註）

- （1）晃親王の事績については、山階会編『山階宮三代』上巻（山階会、一九八二年）、学習院大学史料館編『写真集近代皇族の記憶』（吉川弘文館、二〇〇八年）、浅見雅男『伏見宮』（講談社、二〇一二年）などを参照。

- （2）朝彦親王は、青蓮院の宮門跡時代（法名は尊融）のとき、幕府の大老井伊直弼と対立し、安政六年（一八五九）の安政の大獄時に隠居・永蟄居の処分を受けた。直弼死後の文久二年（一八六二）に処分は解除されたが、その後は国事御用掛に任せられ、翌文久三年（一八六三）八月一七日、還俗した。

- （3）大宅壯一『実録・天皇記』（鱗書房、一九五二年）、二二七〇二一八、二四六〇二四八頁

- （4）高久嶺之介「近代皇族の権威集団化過程（その一）」（同

幕末期の山階宮晃親王の政治活動

- (1) 志社大学人文科学研究所編『社会科学』二七号、一九八一年)、一六九(一七一頁
- (2) 原口清「明治太政官制成立の政治的背景」(名城大学商学会編『名城商学』第三八卷一号、一九八八年)、二七(三〇頁)
- (3) 町田明広「朝政参与と慶喜・久光の相克」(幕末文久期の国家政略と薩摩藩)、岩田書院、二〇一〇年)、二九(二六四、三三三(三三四頁)
- (4) 藤田大誠「幕末維新时期における宮門跡の還俗に關する一考察」(國學院大學日本文化研究所編『國學院大學日本文化研究所紀要』第九五輯、二〇〇五年)、七七(八六頁)
- (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27)
- (1) 「久光公上京日録」文久三年一月一日条(鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料』玉里島津家史料)第二卷、一九九二年)、七三〇頁
- (2) 日本史籍協会編『伊達宗城在京日記』(東京大学出版会、一九七二年(一九一六年)の復刻版)、二七三(二七四頁)
- (3) 日本史籍協会編『続再夢紀事』第二卷(東京大学出版会、一九七四年(一九二一年)の復刻版)、三一四(三一五頁)
- (4) 前掲『続再夢紀事』第二卷、三一七頁
- (5) 前掲『続再夢紀事』第二卷、三二八頁
- (6) 文久四年一月五日付宸翰(宮内庁編『孝明天皇紀』第五卷、一九六九年)、五頁
- (7) 「言渡」(前掲『孝明天皇紀』第五卷)、八頁
- (8) 仙波ひとみ「国事御用掛考」(日本史研究会編『日本史研究』五二〇号、二〇〇五年)、一頁
- (9) 前掲『続再夢紀事』第二卷、三四五(三五三頁)
- (10) 前掲『続再夢紀事』第二卷、三四二頁
- (11) 前掲『続再夢紀事』第二卷、三五二(三五三頁)
- (12) その後、元治元年六月一〇日にも春嶽は藩士を晃親王のもとへ派遣しているなどしている(日本史籍協会編『続再夢紀事』第三卷、一九七四年(一九二一年)の頃復刻版)、一五五頁
- (13) 「山階宮御箇條書」(鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料』玉里島津家史料)第三卷、一九九四年)、一六四(一六七頁)
- (14) 前掲『続再夢紀事』第二卷、四〇四頁
- (15) 前掲『明治太政官制成立の政治的背景』、二八頁

- (28) 「元治元年二月一八日原市之進より美濃部又五郎等への書簡」(日本史籍教会編『徳川慶喜公伝・史料編』第二卷、一九七五年(二九一八年の復刻版))、四〇頁
- (29) 渋沢栄一『徳川慶喜公伝』第三卷(東洋文庫、一九六七年)、三〇頁
- (30) 「山階宮晃親王ヨリ島津少将殿へ行幸ノ事皇子皇女ノ事」(前掲『鹿児島県史料 玉里島津家史料』第三卷)、二五二～二五三頁
- (31) 「元治元年四月一六日朝廷への上書並に批答」(前掲『徳川慶喜公伝・史料篇』第二卷)、八九～九二頁。四月一六日に正式に朝廷側に提出、二九日に批答を受けたという。
- (32) 「山階晃親王ヨリ島津少将殿へ 久光公ノ滞京ヲ望ム」(前掲『鹿児島県史料 玉里島津家史料』第三卷)、二三九頁
- (33) 日本史籍協会編『続再夢紀事』第三卷(東京大学出版会、一九七四年(一九二二年の復刻版))、八〇～八一頁
- (34) 前掲『伊達宗城在京日記』、四一七頁
- (35) 前掲『続再夢紀事』第三卷、一三九頁
- (36) これに関する考察として、原口清「禁門の変の一考察」(名商大学商学会編『名商大学商学』第四六卷第三号、一九九六年)三四～三八頁を参照。
- (37) 日本史籍協会編『中山忠能日記』第二卷(東京大学出版会、一九七三年(一九一六年の復刻版))、一九四頁
- (38) 前掲「男爵高崎正風君国事に尽力せらし事実附一二節」、
- (39) 前掲『山階宮三代』上巻、一三三頁
- (40) 渋沢栄一編・大久保利謙校訂『昔夢会筆記』、(一九六六年、東洋文庫)、一二一頁
- (41) 三好昌文「幕末宇和島藩の動向(九)」(松山大学学術研究会編『松山大学論集』第一二巻第二号、二〇〇〇年)、一三七頁
- (42) 文久三年一二月二九日の朝議の際、実愛は朝彦親王とともに晃親王の親王宣下に反対し、人臣による処置を主張していた(前掲『続再夢紀事』第二卷、三一八頁)。
- (43) 「七月一九日長藩士及ヒ浮浪禁闕ノ事実本藩士前田十郎當時在京尹宮附属ノ員ニアリテ宮ノ御親詔及ヒ親シク見聞ノ譚」(鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料忠義公史料』第三卷、一九七五年)、三九八～四〇三頁
- (44) 「大島吉之助ヨリ大久保一蔵へ 軍艦買入其他ノ件」(前掲『鹿児島県史料 玉里島津家史料』第三卷)六四三～六四四頁
- (45) 「山階宮晃親王ヨリ島津中将殿へ 天下ノ大事ヲ論ズ」(鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料玉里島津家史料』第四卷、一九九五年)、三五一～三五二頁
- (46) 前掲「山階宮晃親王ヨリ島津中将殿へ 天下ノ大事ヲ論ズ」、三五二～三五三頁
- (47) 前掲「山階宮晃親王ヨリ島津中将殿へ 天下ノ大事ヲ論ズ」、三五三～三五四頁

幕末期の山階宮晃親王の政治活動

- (48) 前掲『山階宮三代』上巻、一八二～一八三頁
- (49) 日本史籍協会編『続再夢紀事』第五巻（東京大学出版会、一九七四年（一九二三年の復刻版）、二六四～二七一頁、日本史籍協会編『嵯峨実愛日記』第一巻（東京大学出版会、一九七二年（一九二九年の復刻版）、五二〇頁
- (50) 日本史跡協会編『朝彦親王日記』第二巻（東京大学出版会、一九六九年（一九二九年の復刻版）、一四六～一四七頁
- (51) 前掲『朝彦親王日記』第二巻、一六一頁、前掲『嵯峨実愛日記』第一巻、五三一頁
- (52) 前掲『続再夢紀事』第五巻、三九四～三九六頁
- (53) このほかに、文久二年以来の政争によって失脚した公家の再出仕、朝廷改革、長州征伐の停止などを求めた。なお、朝彦親王は晃親王や実愛、薩摩が列参者達とつながっていると疑っていた（前掲『朝彦親王日記』第二巻、一七六頁）
- (54) 前掲『朝彦親王日記』第三巻、一八八頁。ここでも、朝彦親王は晃親王の背後に薩摩がいると感じていた。
- (55) 日本史籍協会編『続再夢紀事』第六巻（東京大学出版会、一九七四年（一九二三年の復刻版）、二六二～二六三頁
- (56) 「晃親王国事掛辞職願書」（日本史籍協会編『中山忠能履歴資料』第八巻（東京大学出版会、一九七四年（一九三四年の復刻版）、二六二～二六三頁
- (57) 「非藏人日記」慶応二年一〇月二七日条（前掲『孝明天皇紀』第五巻）、八八六頁

